

学術大会マニュアル 【2017/11/25 改定】

日本顎口腔機能学会の学術大会開催にあたっては、以下の事項に留意し学術大会の立案運営を行う。

1. 開催日

学術大会の開催日については、1 回前の学術大会において開かれる理事会で承認を得る。

2. 演題募集

学術大会の開催日が決定したら、開催日の 2~3 ヶ月前迄に一般口演の演題募集を行う。日本顎口腔機能学会 Web サイトへ掲載のため、演題募集の内容を電子メールなど電子媒体で電子情報担当理事へ送付する。

演題募集の文面には、『発表者及び共同演者は全員が本学会会員であることが必要です。非会員の方は演題応募までに入会手続きを完了し、その旨（手続の日付を含む）を演題応募の際に明記してください。』の文章を含める。

受け付けた演題は、学術担当理事に転送する。学術担当理事は大会長と演題の採否を諮る。

また学術担当理事は、共同演者を含む全演者の会員資格を会計担当理事に照会し、未入会の演者には入会あるいは演者の辞退を求め、演題受理の時点で演者全員が会員資格を有することを確認する。

3. 日歯生涯研修

日歯生涯研修事業実施要領にもとづいて e-system に登録し、当日の IC カード登録に対応する準備をする。大会当日認定証を掲示し、研修コード・単位・短縮コードなど表示する。

必要機材は前回大会の主管校から引き継ぎ、学術大会終了後に、次期主管校に送付する。

4. 抄録締切

事前抄録の締切は、演題募集締切の約 1 ヶ月後、そして学術大会の開催日の約 1 ヶ月半前とする。

5. 一般講演

口頭発表の講演時間、質疑応答時間は共に 15 分、計 30 分とする。

6. 特別講演及びシンポジウムの開催

特別講演およびシンポジウム開催の有無、および演者、講演内容については大会長に一任する。

7. 学会賞、奨励賞の受賞記念講演

各賞受賞者の記念学術講演を原則として、表彰年の学術大会において行う。

8. 学術大会優秀賞

学術大会優秀賞は、一般口演の筆頭発表者の投票に基づいて決定する。演題採択後に、学術担当理事は筆頭発表者に対し抄録評価用紙と口演評価用紙をメールにて送付する。抄録評価用紙は学術大会前日までに学術担当理事がメールにて、また口演評価用紙は学術大会最終日に大会校が会場で、それぞれ回収する。結果は直ちに集計し、ヤングキャビネット担当理事、学術担当理事、および大会長の評議により受賞者を決定し、学術大会閉会式にて発表する。

学術大会の会期中に、前々回の学術大会受賞者企画を行う。同企画については、当該受賞者が、ヤングキャビネット担当理事および大会長と相談の上、決定する。

また、学術大会の懇親会中に、前回の学術大会で学術大会優秀賞受賞者に対する表彰式を行う。

9. 学術大会開催及び演題募集のお知らせ

学術大会の内容が決定したら、開催日時、開催場所、主管、大会長、演題締切日、抄録締切日、特別講演（演者、演題名）、演題申込先、連絡先等を会員に連絡する。

10. 利益相反関連の書類提出に関して

演題を受理した際に、筆頭発表者に対して、当日までに利益相反(COI)に関する書類を大会主催者への提出が必要であり、発表スライドにも COI の内容を表示する必要があることを通知する。受理した COI 書類の保管は、「日本顎口腔機能学会 研究等の利益相反に関する指針」に従って、学会事務局（会長）が担当するので、大会校は学会事務局（会長）に送付する。

11. 宛名ラベル

学術大会開催・演題募集、プログラム発送、理事、評議員への連絡用の宛名ラベルは庶務担当理事に請求すると、後日郵送される。

12. 当日会費

学術大会における当日会費の徴収は主管校の判断に一任する。

13. 学術大会運営費用について

学術大会は学会よりの補助金 30 万円及び当日会費（徴収する場合）の範囲内で運営する。

14. 特別講演と学術大会受賞者企画の予算について

特別講演の謝礼は講師が本学会会員の場合は 5 万円、非会員の場合は 10 万円とし、学術大

会運営費と別途予算とする。

学術大会受賞者企画の予算総額は7万円とし、学術大会運営費と別途予算とする。このうち講師謝礼は3万円を上限とし、旅費は実費計算とする。

15. プログラムの製作

演題発表者に対し、別紙規定に沿った事前抄録の投稿を受け付け、プログラムを製作する。

16. プログラムの送付

プログラム保管の為、庶務担当理事にプログラム5部を送付する。また、学会Webサイトへの掲載のため、プログラムのPDFファイルを電子情報担当理事へ送付する。

17. 学術大会参加人数

学術大会に参加した総参加人数及びその内の学会員数（有料無料を問わず）を記録し、学術大会報告に記載する。

18. 理事会開催

学術大会開催に合わせて、理事会を開催する。

19. 学術大会報告

後日、学術大会開催報告を編集担当理事に提出する。

20. 学術大会収支報告

学術大会開催後の理事会において、学術大会開催の収支報告を行う。

改訂履歴

平成13年1月27日制定

平成18年11月17日改定

平成20年5月1日改定

平成27年5月1日改定

平成29年11月25日改定